麦・大豆国産化プランの策定について

4 農 産 第 3575 号 令和4年12月12日 農林水産省農産局長通知

国産麦・大豆については、堅調な需要がある一方、作柄が天候による影響を受けやすく、供給量や品質が安定していないことから、需要の太宗を輸入で賄う状況が続いている。また、ロシア・ウクライナ情勢を始めとする国際情勢の変化等により、輸入依存度の高い麦・大豆の安定供給に対するニーズが高まっており、食品関係企業において、原料の調達先を外国から国内に見直す動きがみられている。

こうした情勢の変化を踏まえ、生産者と実需者が計画的かつ一体的に国産麦・大豆の生産・利用拡大に取り組む環境を醸成するため、麦・大豆国産化プランの策定について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、円滑な実施が図られるよう御配慮いただきたい。

第1 目的及び趣旨

輸入への依存度が高い国産麦・大豆については、近年、堅調な需要がある一方、 作柄が天候による影響を受けやすく、供給量や品質が安定していない。このため、 食料安全保障の観点から、国内生産を拡大する必要がある。

国産麦・大豆の生産拡大に向けては、供給量や品質の安定化を実現するとともに、生産コストの低減や単収の増大により生産性を高めることで、担い手の負担軽減を進めつつ収益性を向上させることが重要である。しかし、そのためには、生産、流通、消費の各段階における課題を克服する必要があり、こうした課題は地域によって状況が異なることから、画一的な対策では改善効果に限界がある。

このため、国産麦・大豆の生産・利用拡大に向けて、自治体における麦・大豆に係る行政の担当者や普及指導員が所属する地方公共団体の関係部局、農業協同組合等の生産者団体、食品製造事業者等の実需者が連携して問題意識を共有し、一体となって計画的に取組を進めていくことが重要である。

これらを踏まえ、麦・大豆国産化プラン(以下「国産化プラン」という。)を 策定し、本プランに沿って、生産者と実需者が連携して行う計画的かつ一体的な 取組を推進する。

第2 国産化プランの策定

地域農業再生協議会等(以下「作成主体」という。)は、国産麦・大豆の生産・利用拡大を図るための計画として、次に掲げる事項を内容とする国産化プランを策定するものとする。

- 1 麦・大豆生産の現状と課題
- 2 課題解決に向けた取組方針
- 3 産地と実需者との連携方針
- 4 麦・大豆の国産化に向けた推進体制
- 5 各関係者の役割

第3 国産化プランの協議及び承認

- 1 作成主体(都道府県知事が作成主体となる場合を除く。)は、別紙様式第1号 により国産化プランを作成し、都道府県知事が指定する期日までに都道府県知事 に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により提出された国産化プランを審査し、別記の承認基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第2号により、その妥当性について、地方農政局長等(補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)と協議を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、2による地方農政局長等との国産化プランの協議終了後に国産化プランを承認するものとする。
- 4 都道府県知事が作成主体となる場合は、別紙様式第1号により国産化プランを 作成し、地方農政局長等が指定する期日までに地方農政局長等に提出するものと する。

この場合にあっては、地方農政局長等が都道府県知事から提出された国産化プランを審査し、別記の承認基準に照らし適切と認めた場合は、国産化プランを承認するものとする。

- 5 都道府県知事は、3により承認した又は4により承認された後、おおむね1か月以内に都道府県のホームページ等で国産化プランを公表するものとする。 なお、個人名、企業名その他の保護すべき情報については、必要に応じて非公表とすることができるものとする。
- 6 作成主体が3又は4の承認後に国産化プランの内容の変更を行う場合は、1から5までの規定を準用するものとする。

附則

この通知は、令和4年12月12日から施行する。

国産化プランの承認基準

- 1 麦・大豆の生産・利用拡大に向けた具体的な取組方針が記載されていること。
- 2 産地と実需者との連携方針、麦・大豆の国産化に向けた推進体制が計画されていること。
- 3 麦について、直近の民間流通連絡協議会で実需者から提示された購入希望数量が 産地の販売予定数量を下回っている品種については、この解消に向けた具体的な方 針が記載され、それに見合った取組となっていること。
- 4 地方公共団体、生産者団体、実需者等の麦・大豆の生産・利用拡大に関わる組織により推進する体制になっていること。

番号年月日

都道府県知事 殿

作成主体

麦・大豆国産化プランの承認申請について

麦・大豆国産化プランを策定したので、麦・大豆国産化プランの策定について(令和4年12月12日付け4農産第3575号農林水産省農産局長通知)第3の1の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

注1:変更の場合は、同様式中の件名の「麦・大豆国産化プランの承認申請について」を「麦・大豆国産化プランの変更承認申請について」、本文中の「を策定した」を「の変更を行う必要がある」と置き換え、麦・大豆国産化プランの変更部分が分かるように記載すること。

注2:関係書類として、別紙様式第1号別添を添付すること。

注3:都道府県知事が作成する場合は、地方農政局長宛てとし、本文中の「第3の1 の規定」を「第3の4の規定」とすること。

番号年月

地方農政局長 殿

都道府県知事

麦・大豆国産化プランの妥当性等の協議について

(作成主体)より申請のあった麦・大豆国産化プランについて、麦・大豆国産化プランの策定について(令和4年12月12日付け4農産第3575号農林水産省農産局長通知)第3の2に基づき、関係書類を添えて協議する。

注:関係書類として、麦・大豆国産化プランの写しを添付すること。